
薩摩川内市 市政改革大綱
改革アクションプラン

第3回改定

平成18年3月1日

薩摩川内市

< 目 次 >

はじめに	2
第1章 策定の経過とねらい	3
1. 改革アクションプランの策定意義	3
2. 改革アクションプランを改定する理由	4
3. 市政改革大綱と他の計画等との関係	4
第2章 推進項目	6
1. 実効性の高い都市経営の実現【都市経営への挑戦】	6
1.1 都市“運営”から都市“経営”への転換	6
1.2 効率的・効果的な組織の実現	8
1.3 持続可能な財政構造の確立	10
2. 事務事業見直し【サービス向上への挑戦】	13
2.1 市民ニーズの増大と多様化への対応	13
2.2 市民サービスの質の向上	17
3. 民間活力の活用【協働への挑戦】	20
3.1 民間企業・民間資金の活用	20
3.2 市民団体の活用	22
第3章 推進体制	23
1. 年度計画の策定	23
2. 経営会議	23
3. 進捗状況の公表	23

はじめに

平成16年10月12日に誕生した本市は、平成17年3月1日に「薩摩川内市市政改革大綱」及び「改革アクションプラン」を決定しました。

この市政改革大綱では、まちづくりの主役は市民であること。近年、市民（市民団体及び企業等を含む）と行政が公共的活動を共有し、それぞれの役割を果たす「協働社会」の時代へと移行し始めていること。そして、地方自治体を取り巻く状況などの社会経済情勢を見通し、その危機感と地域中核都市としての飛躍の期待から、市町村合併により本市が誕生したこと等を踏まえ、「限られた行政資源を基に、様々な手法を活用して不断に市民志向の行政改革、つまり市政改革に取り組む」としています。

この大綱に基づき本市では、同年4月1日の市長による「市政改革宣言」で、市民志向の行政改革をスタートしました。

都市経営の一翼を担う市民の側では、地区コミュニティ協議会（48地区）が発足し、それぞれ地区振興計画が策定され、子育て支援事業、養殖カプトムシ販売事業、文化財めぐり事業など、独自のまちづくりが動き出しています。

一方行政では、薩摩川内市定員適正化方針、事務事業や市有施設の外部委託（指定管理者制度の導入など）、民営化及び統廃合の方針を示した薩摩川内市アウトソーシング方針を定め、行政のスリム化に着手したところです。

そして同時に、部局経営方針の策定や全庁的な業務事務改善活動（SMART作戦）など、実効性の高い都市経営の実現とサービス向上への挑戦が始まりました。

さらに、市民と行政の連帯によるまちづくりに必要な補助金の改革も、そのあり方の議論から始まり、平成19年度見直しに向け、その制度設計を行っています。

これらの取組は、市民と市職員の相互理解と協力があって進められているものです。その相互理解と協力のための手段として、市の広報紙やホームページ、報道機関を通じた報道または市議会本会議の中継などの広報活動や、ご意見箱、パブリックコメント手続（意見公募）制度、市政モニター制度やふれあい市民会議（市政対話集会）などの広聴活動に取り組んできました。

そして、これらの取組を通じて、職員の能力向上や行動改革にも挑戦し、市民志向の行政の推進と成果重視の行政への転換が動き出し、今後着実に市民サービスの向上につながっていくことが求められています。

今回の改革アクションプランの改定は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日総務事務次官通知）に定められた取組事項（集中改革プラン）に対応できるように、一部の取組を追加し、また目標の数値化や指標を加えたものです。

推進期間は、平成20年度までとしています。引き続き、市民が主役となり、市民と市役所が依存意識のない対等な立場で協働するまちづくりを実践し、本市の将来都市像の実現を目指します。

第1章 策定の経過とねらい

1. 改革アクションプランの策定意義

本市では、薩摩川内市市政改革大綱（以下「大綱」という。）第4章第1節に基づき、市政改革を具体的かつ計画的に推進するため、大綱の実施計画として、改革アクションプラン（以下、「改革A P」という。）を平成17年3月1日に決定しました。

この改革A Pには、大綱の取組期間4年間における各年度の具体的な改革の取組を盛り込んでおり、毎年度その内容を評価し、必要な見直しを行うこととしています。

なお、その進捗状況は、市議会へ報告を行うとともに広報紙、市ホームページを通じて公表しています。

改革の必要性（大綱より抜粋）

まちづくりの主役は市民です。今、この市民と行政の関係が大きく変わろうとしています。

これまで、地域の暮らしや教育、文化、まちづくりなどの公共的活動は、行政が独占的に直接担ってきました。しかし、安定した成熟社会に入り、市民*（市民団体*及び企業を含む）と行政が公共的活動を共有し、それぞれの役割を果たす「協働社会」の時代へと移行し始めています。

また、民間企業においては、右肩上がりの時代が終焉し、生き残りをかけた様々な経営改革に取組み、厳しい雇用状況の中で自己革新が図られています。

一方、少子高齢化社会の到来、国・県・市町村の財政状況の悪化、地方分権の本格化など、地方自治体を取り巻く状況も厳しさを増しています。この変動する社会経済情勢を見通し、旧川内市、旧樋脇町、旧入来町、旧東郷町、旧祁答院町、旧里村、旧上甕村、旧下甕村及び旧鹿島村（1市4町4村）が一丸となって合併問題に取組み、平成16年10月12日、薩摩川内市が誕生しました。

この経緯を踏まえると、今後、本市は限られた行政資源を基に、様々な手法を活用して不断に市民志向*の行政改革、つまり市政改革に取組み、簡素で効率的・効果的な行政体制を確立することが強く期待されています。

協働社会の到来と地方分権、そして市町村合併の経過を踏まえ、本市は、地方自治の新時代を自ら切り拓き、積極的に市政改革を進めます。

*市民…本市の区域内に住所を有する者、本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの、本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者、本市の区域内に存する学校に在学する者及び本市に対して納税義務を有するものなど

市民団体…市民自らの自主組織。例えばボランティア、NPO、地区コミュニティ協議会*及び自治会等。

*市民志向…行政の行う事業、サービスの提供について、常に市民ニーズ（寄せられた要望を適切に集約したもの）や感覚を意識すること。

*NPO…Nonprofit Organization（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）の略称。民間非営利組織のことで、営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体。

*地区コミュニティ協議会…本市の各地区のあらゆる分野の団体が連携を強化し、これまでの地区の活動を見直しつつ、更なる地区の活性化を図るための組織。市内48地区（旧小学校区・地区）で発足。

市政改革の目指すもの（大綱より抜粋）

市民が主役となり、市民と市役所が依存意識のない対等な立場で協働するまちづくりを実践し、本市の将来都市像の実現を目指す。【協働】

限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）を最大限活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めながら、市民が求める公共サービスを最良の形で提供できるようにする。【サービス向上】

市民志向・成果志向に基づき、迅速性・コスト意識に根ざした都市経営を行うための一連の仕組みを構築する。【都市経営】

2. 改革アクションプランを改定する理由

今回の改革A Pの改定は、平成17年3月29日に総務事務次官から通知された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（新地方行革指針）に定められた「集中改革プラン」に対応できるよう、内容の見直しを行うものです。

「新地方行革指針」とは

総務省は、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を受けて、地方自治法第252条の17の5に基づく助言として「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、平成17年3月29日に各地方公共団体（県市町村）に通知しました。

その中では、行政組織運営全般について、計画策定（Plan） 実施（Do） 検証（Check） 見直し（Action）のサイクル（以下「PDCAサイクル」という。）に基づき不断の点検を行いつつ、行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、下記事項に取り組むことを要請しています。

- 1 以下の から までに掲げる事項（及び については都道府県に限る。）を中心に、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画（以下「集中改革プラン」という。）を平成17年度中に公表すること。

事務・事業の再編・整理、廃止・統合

民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）

定員管理の適正化

手当の総点検をはじめとする給与の適正化

市町村への権限移譲（都道府県対象）

出先機関の見直し（都道府県対象）

第三セクターの見直し

経費節減等の財政効果

その他

- 2 その際、可能な限り目標の数値化や具体的かつ住民にわかりやすい指標を用いることとし、特に、定員管理の適正化計画については、退職者数及び採用者数の見込みを明示し、平成22年4月1日における明確な数値目標を掲げること。

- 3 また、地方公営企業についても同様に、 、 、 、 及び の事項に関する集中改革プランを公表すること。

3. 市政改革大綱と他の計画等との関係

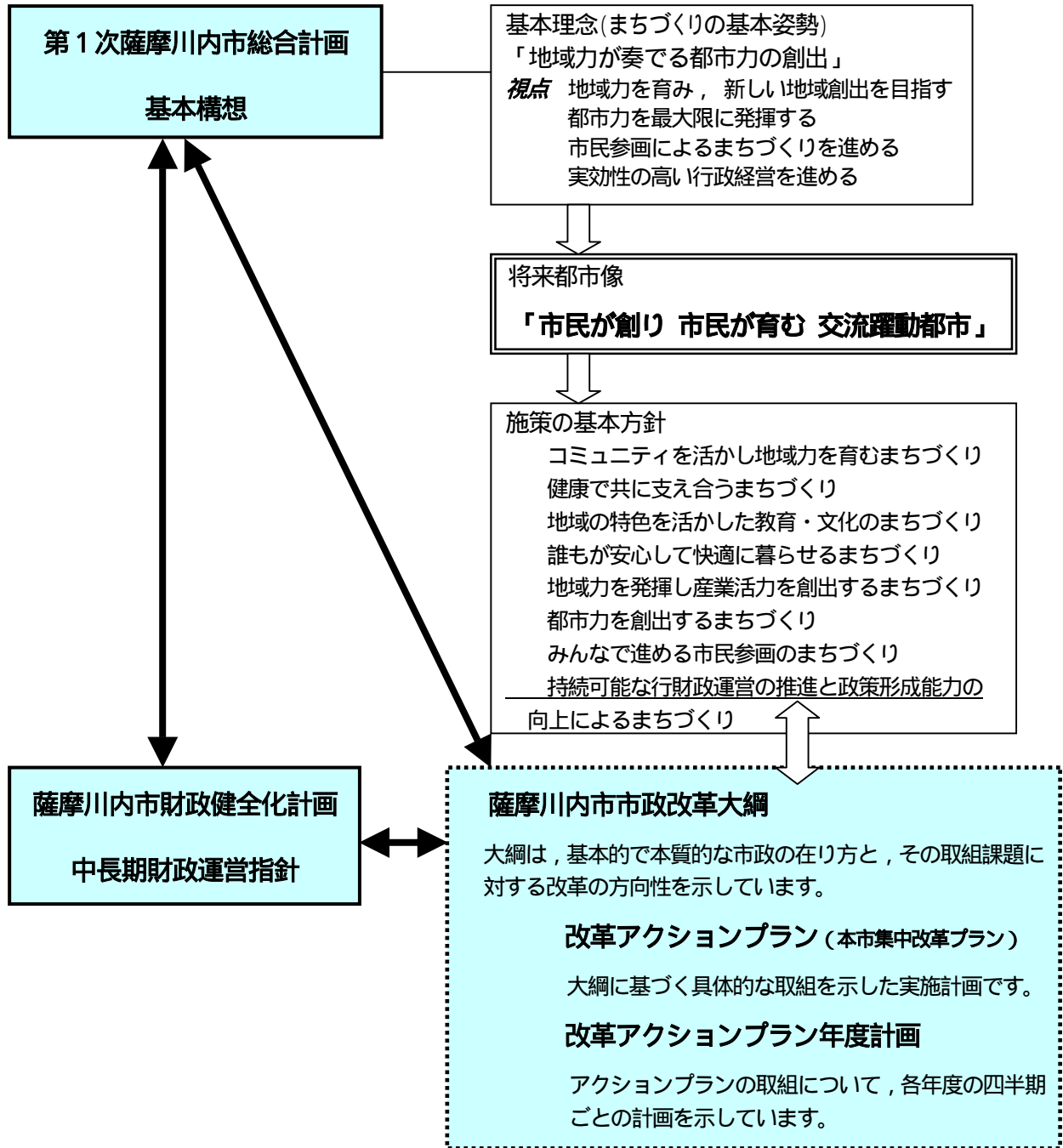
市政とは、税収などを基に行う薩摩川内市の市域における行政活動の全般を指します。市政改革大綱は、その経営理念を示したものです。一方、薩摩川内市総合計画は、その理念を基に取り組む、まちづくりの戦略、事業戦略と位置付けられます。

具体的に、薩摩川内市総合計画基本構想では、「持続可能な行財政運営の推進と政策形成能力の向上によるまちづくり」の節で、市政改革に取り組む基本方針を以下のように定義してあります。

市政改革大綱に基づき、市が果たすべき役割について抜本的な見直しを行い、持続可能な行政システム（組織・制度）への転換を図る。

今後の財政改革の指針として薩摩川内市財政健全化計画・中長期財政運営指針を掲げ、徹底した行財政改革を推進して行政の効率化を図り、持続可能な財政運営のできる財務体質を持った南九州の拠点都市へと生まれ変わる。

市政改革大綱と、本市の将来都市像と政策目標を明らかにする「薩摩川内市総合計画」及び持続可能な財政構造を構築するための「薩摩川内市財政健全化計画・中長期財政運営指針」は連動し、今後、この三つが一体となり、本市の都市経営戦略（長期的・全体的展望に立った経営の計画・運用の方法）となります。



- <関連計画・方針等> 薩摩川内市定員適正化方針……………推進項目 1.2.1
 薩摩川内市職員人材育成基本方針……………推進項目 1.2.3
 薩摩川内市外郭団体見直し指針……………推進項目 2.1.6
 薩摩川内市地域情報化計画……………推進項目 2.2.6
 使用料・手数料見直しに係る基本方針…推進項目 2.2.9
 薩摩川内市アウトソーシング方針……………推進項目 3.1.1
 薩摩川内市市民活動促進基本指針……………推進項目 3.2.2

第2章 推進項目

1. 実効性の高い都市経営の実現【都市経営への挑戦】

1.1 都市“運営”から都市“経営”への転換

取組目標

成果志向に基づく効果的な「都市経営」へ転換する。
限られた経営資源の選択と集中に取り組む。
市民ニーズと評価を積極的に把握し、常に振り返り、見直す姿勢を持つ。

1.1.1 市経営方針の策定と進行管理

取組内容

市全体の政策方針，予算編成の方向性及び部局別の経営方針（年度重点施策）を，薩摩川内市総合計画実施計画や当初予算を踏まえ，年度当初に策定し公表します。また，定期的に振り返り報告（公表）を行います。【担当：行政改革推進課，財務課，企画政策課】

当該年度部局経営方針の策定・公表（4月策定・5月公表）

上半期の振り返りと報告（10月）

年度末の振り返りと報告（翌年度4月）

参考：部局経営方針

各部局のマネジメント機能を強化し，市民の方々と情報を共有し，また市としての説明責任を果たすことを目的に各部局長が策定するもので，平成17年度から取り組んでいます。

平成17年度の経営方針は，5月23日に公表し，11月16日には上半期振り返り報告を公表しています。

1.1.2 部局機能の充実

取組内容

各部局を，時代の変化に敏感に対応できる目的達成指向型の戦略的組織に転換させます。また，支所の窓口サービス機能について検討し，改善を行います。【担当：行政改革推進課】

翌年度に向けた組織見直し

事務分掌規則の見直し

事務決裁規程の見直し

参考：平成17年度の見直し状況

窓口機能は維持したままで，内部事務を効率化するため，支所の担当事務などを見直しました。（4月）

危機管理体制と広聴広報機能の充実を図るため，危機管理監と市政広報官を配置しました。（4月）

本庁の組織を見直し，部・局の機能を充実しました。（10月）

市民政策課，産業政策課と全部局に企画総務係を配置

現在，9部8支所8教育支所71機関に100課11室249係を配置しています。（平成17年10月現在）

1.1.3 職員の改革(挑戦)意識の触発

取組内容

管理職を対象に経営方針，組織・事務分掌（任務）等に関する講演会や研修を実施し，市政改革，業務改革に対する行動力を醸成します。また，事務執行の方法を最適化できる発想力や実行力などの能力開発を行います。【担当：行政改革推進課，総務課】

市政改革講演会の実施
管理職合宿研修（市政改革ミーティング）の実施
若手職員による調査研究事業の実施

参考：平成17年度の実施状況

市政改革講演会（対象：部課長級，実施：5月・8月）
市政改革ミーティング（対象：部課長級，実施：5月・6月）
職員ベンチャー制度（対象：係長級以下，受付：7月）
事業アイデアを募集し，採用された場合は予算化し実施する制度。今年度応募のあった事業について現在審査中。
職員まちづくり研究会による市役所を変える提言
経過と提言の概要

- ・市民アンケート調査を実施（期間：8/10 - 8/31）
方法：市内100箇所にアンケート用紙を配布し，窓口や回収箱により回収。
主な調査項目：市役所に対するイメージ，市役所を利用する際に不便に感じているところ，市役所に望むところなど。結果を9月30日公表
- ・10月27日，市長へ「市役所を変える提言」を提出

1.1.4パブリックコメント制度の導入

取組内容

市の基本的な計画等の策定にあたり，案の段階でその計画等の趣旨，目的及び内容等を公表し，寄せられた市民の意見を考慮して意思決定を行うパブリックコメント（意見公募）手続を導入し活用します。
【担当：広報室】

パブリックコメント手続実施要綱制定
制度の施行，運用

参考：パブリックコメント手続

平成17年4月に実施要綱を制定し，2月までに6件について意見公募を行いました。
公表資料は，本庁（別館）情報公開コーナー，各計画等担当課，支所（地域振興課），地区コミュニティセンター，中央図書館，市ホームページで閲覧できます。

1.1.5市民満足度調査の実施

取組内容

今後の市政経営のより効果的・効率的な展開の参考とするため「市民の満足度」を把握・分析し，その結果を市の取組についての評価や今後の取組方向の検討等に活用します。

【担当：行政改革推進課，広報室】

市民満足度調査の実施（市政モニター制度の活用）
分析，改善調整

参考：市政モニター制度

市民の方々の声や，地域の意見・提言を市政に反映させるために平成17年度から実施しています。モニターには，アンケート調査への回答，意見や提言の報告，意見交換会や施設見学会への参加などをしていただいています。

1.2 効率的・効果的な組織の実現

取組目標

市職員は市民全体の奉仕者であることを再認識し、任務を公正かつ効率的に行うよう、全職員が改めて自覚する。

職員の業務改善に対する積極的な姿勢，達成感，意欲を引き出す。

職員の持っている能力をより一層向上させ，スピードとコストの意識啓発を行う。

「努力すれば報われる，達成できる」組織風土を構築する。

職員の資質向上と職場の活性化に取り組む。

職員，嘱託員及び臨時職員の数と業務内容を適正化する。

合併時点で見直しを行った給与制度について再検討し，平成17年度人事院勧告に適合した新たな給与制度を構築し，運用を行う。

指標

職員の平成21年4月時点での定員管理数値目標を160名減とする。

職員の平成22年4月時点での定員管理数値目標を190名減とする。

嘱託員・臨時職員の平成21年4月時点での定員管理数値目標を180名減とする。

給与，昇給，級別職務分類表等について，平成18年度中に実施予定の新給与制度の中で適正な運用を行う。

職員人材育成基本方針を平成17年度中に決定する。

1.2.1 定員適正化方針の策定と実施

取組内容

平成20年度末1,187名，平成26年度末1,000名を目標とした市職員の定員調整と，嘱託員及び臨時職員の配置数や業務内容の精査・調整を行います。【担当：行政改革推進課】

定員適正化方針の策定

職員の配置数の調整

嘱託員・臨時職員の配置数調整

実態の公表

参考：関連計画・方針等

薩摩川内市定員適正化方針

<策定経過>

- ・平成17年6月16日：案の公表
- ・同日～7月19日：パブリックコメント手続による意見募集

・9月30日：方針の決定

<定数の状況>

- ・職員 合併時1,366名 平成17年4月現在1,347名
- ・嘱託員・臨時職員 合併時1,064名 平成17年4月現在 910名

1.2.2 新たな人事・給与制度の構築

取組内容

業務の目標を明らかにして，その成果に基づいて評価する人事・給与制度を構築し，職員の意識や仕事に取り組む意欲を高めます。また，人材の活用・育成，給与及び評価等が，相互に密接に関連し合う新制度を構築します。【担当：総務課】

新人事制度の検討

新評価制度の検討

新給与制度の検討（給料，昇給停止運用，級別職務分類表，諸手当の総点検を含む。）

実態の公表

参考：給与等の状況の公表

「薩摩川内市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき，広報紙やホームページなどで公表しています。

1.2.3職員人材育成基本方針の策定と実施(能力向上)

取組内容

職員の資質を一層向上させることと、その持っている可能性や能力を最大限に引き出すための人材育成の目的、方策等に関する方針を策定し、実施します。 【担当：総務課】

職員意識調査の実施

調査結果集計・素案作成

基本方針案決定・公表

方針に基づく各制度の実施

参考：関連計画・方針等

薩摩川内市職員人材育成基本方針

(平成18年3月決定予定)

1.3 持続可能な財政構造の確立

取組目標

歳入の確保に努める。

今後10年間に於いて持続可能な財政構造への転換を図るため、合併後の5年・10年目の経費目標を定めた財政健全化計画・中長期財政運営指針を踏まえた予算編成を行う。

市債残高の削減に努めながら経費全般の徹底的な見直しを行う。

行財政運営に係る財務状況や運営コスト情報を市民に明らかにする。

職員のコスト意識の向上を図り、資産の有効活用や経営のあり方などを積極的に見直す。

指標

歳入の確保

普通会計ベース

区 分	取 組 内 容	目 標 額
市税	徴収対策の連携強化	年1.7億円
住宅使用料等税外収入		年0.2億円
使用料・手数料	受益者負担の公平化・適正化	基準設定
その他	未利用土地の活用・処分	3億円

「その他」は平成20年度までの累積目標である。

歳出の削減

《経費目標》

普通会計ベース

区 分	平成16年度	平成20年度(4年目)	(参 考) 平成21年度(5年目)
人件費	106億円	97億円	95億円
物件費	60億円	50億円	48億円
補助費等	35億円	29億円	29億円
普通建設事業費	155億円	81億円	72億円
公債費	80億円	76億円	75億円

平成16年度の補助費等の決算額は市町村合併に伴う特殊要素(他市と構成していた一部事務組合の清算負担金等)を控除すると29億円となる。

《経費削減等の具体的方策：平成17～20年度》

普通会計ベース

区 分	取 組 内 容	目 標 額
人件費	定員適正化計画による職員及び嘱託員数の削減 など	9億円
物件費	定員適正化計画と連携した臨時職員数の削減 指定管理者制度の導入による経費の効率化 事務事業の外部委託による経費削減 など	10億円
補助費等	補助金の見直しによる適正化 公営企業会計に対する補助金の抑制 など	現行維持
普通建設事業費	優先度・緊急度等による事業の見直し・重点化 入札契約制度の改善 公共工事のコスト縮減 など	74億円
公債費	起債額の抑制 借入期間の見直し など	4億円

目標額は平成16年度と平成20年度との比較数値である。

その他資産の有効活用

現保有公用車台数384台のうち約20%を削減する。併せて、効率的運用策として平成18年度から各部局及び支所での集中管理体制を確立する。

1.3.1 財政健全化計画の進行管理

取組内容

財政健全化計画・中長期財政運営指針に基づいた予算編成と執行を行います。【担当：財務課】
中長期財政運営指針の進行管理

参考：関連計画・方針等

薩摩川内市財政健全化計画・中長期財政運営指針
(平成16年11月決定)

1.3.2 バランスシート・行政コスト計算書の作成

取組内容

市の資産及び負債がどれだけあるのか、また1年間の行政活動を行う上で、どれだけ費用(コスト)が必要だったのかなどの財務指標の分析結果を、市政経営活動へ確実に反映します。

【担当：財務課】

バランスシート等の作成方針・内容の検討

バランスシート等の作成・公表

参考：バランスシート

ある時点で所有する道路や建物などの資産の内容と、その資産を持つために要した費用の内訳を表したものです。

参考：行政コスト計算書

人的サービスや給付サービスなど資産形成につながらない行政サービスを提供するために要した費用の内訳を表したものです。

1.3.3 全庁的コスト節減活動の実施

取組内容

全ての課・室を単位としたSMART作戦行動計画(経費削減等)を策定し、実施します。

【担当：行政改革推進課、全課室等】

SMART作戦行動計画(経費節減)の策定・公表(4月策定・5月公表)

実行管理

上半期の振り返り報告(10月)

コンテスト実施

年度末の振り返り報告(翌年度4月)

参考：SMART作戦とは

Sense : センス(意識・感覚)

Manner : マナー(態度・礼儀)

Active : アクティブ(積極的)

Renewal : リニューアル(再生・一新する)

Try : トライ(努力しながら試みる・挑戦)

「意識、態度、積極性を一新する挑戦」の意味で、全職員参加で実施する本市の改善活動の名称です。

平成17年度の行動計画

5月23日：各課室の行動計画の公表

11月14日：全課室で、来庁舎へ取組を示す
アピールシートを掲示

11月16日：上半期振り返り報告の公表

2月23日：各部・支所代表による取組状況
の発表会を開催

1.3.4 市有未利用土地及び公用車の活用

取組内容

市有未利用土地の活用又は処分を進めます。また、公用車の廃止と効率的運用を進めます。

【担当：財産活用推進室，行政改革推進課，各関係課】

未利用土地活用方策の検討

転用・処分

公用車の廃止

公用車の効率的運用

参考：市有未利用土地の状況

宅地などとして利用可能な土地（200㎡以上）
（合併時） 117筆 111,496㎡
（平成17年12月現在）114筆 103,154㎡
処分量合計 221,814千円

参考：公用車保有台数

合併時391台 384台（平成17年12月現在）

2. 事務事業見直し【サービス向上への挑戦】

2.1 市民ニーズの増大と多様化への対応

取組目標

煩雑・非合理的な事務処理の有無を点検して、実情に応じた創意工夫を加える。

各種事務事業や市有施設の執行や運営等について、評価制度を導入し、その結果を公開し、改善につなげる。

外郭団体や各種施設のあり方を検証し、民営化あるいは、自主的・自立的経営を促進する。

補助金の目的、果たしてきた役割や成果、市民への影響などを検証し、整理・統合化を行う。

指標

事務事業評価制度を平成19年度までに本格導入する。

「アウトソーシング方針」に基づき、平成20年度末までに29施設を廃止し、7施設を民間譲渡する。

上水道事業及び自動車運送事業について、中期経営計画の策定など平成18年度までに経営の総点検を行う。

「外郭団体見直し指針」に基づき、他の民間企業へ業務を引き継ぐ2法人を廃止し、他の対象外郭団体は、それぞれ、自主的・自立的経営を促進するための「経営改革プラン」を平成18年度までに策定する。

<廃止する法人> 株式会社東郷温泉ゆったり館・株式会社甑産業振興公社

この2法人が現在管理運営している施設（東郷温泉ゆったり館、甑島館）

は、引き続き他の民間企業が（指定管理者として）管理運営を行う。

現行の補助金制度を白紙検討し、平成19年度から新たな補助金制度の運用を開始する。

2.1.1 事務事業の整理

取組内容

市が行うべきもの、関与すべきでないものなど、事務事業の洗い出し及び整理・選別を行います。また、県からの権限移譲に対応した事務事業の再構築を行います。

【担当：行政改革推進課，各部局内調整担当課等】

権限移譲調整

事務分掌規則の見直し（再掲）

参考：県からの権限移譲

県が行っている業務や権限を、地域の実情や住民ニーズに応じて、住民に身近な市町村に移譲することです。

本市では、平成17年7月に鹿児島県が公表した「権限移譲プログラム」のうち6項目と、その他1項目について平成18年度からの移譲に同意しました。

2.1.2 事務事業の評価

取組内容

市が実施する事務事業活動の評価を行い、常に成果を把握する仕組みを構築し、当該事務事業の改善を図り、業務の質や内容を充実させます。

【担当：行政改革推進課，各部局内調整担当課等】

評価手法の調査研究

試行

本格導入

参考：事務事業評価制度

行政が実施する事務事業を一定の目的、基準、視点に従って評価し、その結果を改善に結び付ける仕組みを言います。

本市では、平成19年度本格導入を目ざして、平成17年度には職員による「事務事業評価研究会」を発足し、本市の実情に即した評価制度を調査研究しています。

2.1.3めざそう値の設定

取組内容

特定の事務事業（サービス）について、目標となる数値（ベンチマーク）を設定し、進行管理を行います。

【担当：行政改革推進課，各部局内調整担当課等】

ベンチマークの設定
部局経営方針と併せた進行管理

参考：部局経営方針の数値目標

ベンチマークは部局経営方針で設定します。

「1.1.1市経営方針の策定と進行管理」参照

2.1.4市有施設の評価

取組内容

施設の実態を把握し、今後の老朽化予測及び保全からみた課題を整理した上で、保全に係る基本方針を設定し、長期保全計画を作成します。これにより、施設の有効活用、効率性の向上及び受益者負担の適正化など具体的な改善、見直し等を行います。

【担当：財産活用推進室，各関係課】

公共施設ストック等公有財産の実態把握
今後の老朽化等予測
公共施設の保全から見た課題整理
公共施設の保全に係る基本方針の検討
分析結果による調整及び具体化

参考：施設実態の把握状況

市有施設数 1,357施設

緊急保全対策が必要な施設

68件（平成17年12月現在）

2.1.5 公営企業の経営健全化

取組内容

水道事業及び自動車運送事業の経営全般について総点検を実施し、サービス供給の在り方の再検討と経営の活性化・効率化を進めるため、民間的経営手法の導入を検討します。

経営の健全化・効率化等経営基盤強化を目的に、収支等の財務的要素のほか、供給するサービスの質、利用者の満足度、安全性等の要素も加味した多角的観点から中期経営計画を策定します。

【担当：水道管理課，商工振興課】

経営の総点検・事業内容の分析
民間的経営手法の
導入検討
中期経営計画の策定

参考：公営企業とは

市町村などの地方公共団体が、地域住民の福祉の増進を目的に、事業経営を行う企業のことで、本市では水道事業と自動車運送事業（市営バス）がこれに当たります。

水道事業

・ 営業区域及び給水人口 合計78,712人
川内地域(60,981人), 樋脇地域(5,979人), 入来地域(6,010人)
東郷地域(5,742人)

・ 行政区域内人口に対する普及率 95.2%

・ 1日平均配水量 24,582立方メートル

・ 職員数 45名

自動車運送事業

・ 営業区域

乗合（路線）バス・・・里，上甑，下甑，鹿島地域

定期観光バス・・・下甑地域

貸切バス・・・発着地のいずれかが鹿児島県内

・ 職員数 13名

2.1.6 外郭団体の自主的・自立的経営の促進

取組内容

社会福祉協議会、シルバー人材センター及び市民まちづくり公社等の外郭団体の自立的経営を促進します。 【担当：行政改革推進課，各関係課】

該当団体の抽出
 運営状況の分析・公開
 外郭団体見直し指針の決定
 経営改革プランの策定

参考：関連計画・方針等
 薩摩川内市外郭団体見直し指針
 （平成18年3月1日決定）

対象法人

単位：千円

	法人名	設立年月日	資本金株主等の状況	H16年度 (上段)歳入 (中段)歳出 (下段)*市からの補助金等	従業員数 (市からの派遣)
1	株式会社 東郷温泉ゆったり館 宿泊温泉施設東郷温泉ゆったり館の受託運営管理等	H14.2.18	100,000 市 100%	233,304 229,814 *35,096	44名 (なし)
2	株式会社 甌産業振興公社 宿泊温泉施設甌島館の受託運営管理等	H7.12.7	43,000 市 93%	145,029 139,229 *27,500	16名 (なし)
3	株式会社 遊湯館 観光拠点施設遊湯館(道の駅樋脇)の受託運営管理等	H12.5.1	10,000 市 55%	57,285 56,358 *0	16名 (なし)
4	財団法人 鹿児島勤労者いこいの村 いこいの村いむた池の受託運営管理等	S53.6.20	4,000 市 50%	248,434 248,176 *0	23名 (なし)
5	財団法人 薩摩川内市市民まちづくり公社 文化施設など公共施設等の管理受託，芸術・文化事業等	H10.3.11	50,000 市 100%	521,448 524,952 *479,108	83名 (5名)
6	特別法人 薩摩川内市土地開発公社 公共用地等の取得，管理及び土地の造成事業等	S45.4.3	5,000 市 100%	428,696 428,643 *0	5名 (2名)
7	社会福祉法人 薩摩川内市社会福祉協議会 社会福祉に関する事業，援助・助成事業等	H16.10.12	9,000 (基本財産)	698,814 515,353 *147,488	252名 (なし)
8	社団法人 薩摩川内市シルバー人材センター 高齢者への就業機会の確保，提供及び職業紹介事業等	S60.12.19	0	176,812 176,052 *13,226	15名 (なし)
9	社団法人 薩摩川内市農業公社 農地保有合理化に関する事業や農作業の受委託事業等	H17.4.1	0	X	16名 (1名)
	計			*702,418	470名 (8名)

上記のうち，株式会社東郷温泉ゆったり館及び株式会社甌産業振興公社の2法人については，市の観光施設である「東郷温泉ゆったり館」「甌島館」の管理運営を目的として設立した団体ですが，平成18年4月から別の民間法人がこれらの施設の指定管理者として管理運営を行うため，両法人を廃止します。

その他の7法人については，平成18年度に各法人の「経営改革プラン」を策定し，事業の適正化や経営の効率化など経営改善に努めることとします。

2.1.7補助金の見直し・統合化

取組内容

市補助金について、その効果・成果を検証しながら、新たなニーズやより効果のある補助金のあり方について、市財政状況を踏まえ検討を行います。

【担当：財務課，行政改革推進課，各部局調整担当課等】

補助金予算の公表
補助金見直しに関する
市民意見募集
再構築案の検討
新制度設計及び調整
関係団体等説明会の実施
新制度による予算編成

参考：平成17年度の取組状況

本市では、各種団体の運営補助金をはじめとする全ての補助金を対象に、一旦白紙に戻して新たな制度を構築するための検討を開始しました。

7月に行った市民意見募集の結果を踏まえ、薩摩川内市行政改革推進委員会(民間の委員で構成された附属機関)で補助金のあり方が検討され、10月には同委員会から提言を受けました。

この提言をもとに、平成19年4月からの新制度実施をめざし、具体的な制度設計に着手しています。

現行補助金 433件 約20億円

平成17年度一般会計当初予算ベース

2.2 市民サービスの質の向上

取組目標

市民ニーズを的確に汲み上げるため、広聴機能と広報機能を充実する。

市民の視点に立った窓口業務、事務プロセス及び施設業務などを、成果と費用及び時間コストを意識して早急に見直す。

事務の適正化、迅速化及び高度化を図るため、IT（情報通信技術）を活用した業務改革を進める。

窓口サービスや事務に関する改善活動に、全職員で挑戦する。

入札・契約制度については、透明化、適正化を進める。

限られた財源を有効に活用して社会資本整備を着実に進めるため、受注者と一体となった公共工事コストの縮減に取り組む。

行政サービスの対価として徴収する使用料・手数料等を受益者負担の視点から検証し、公平な基準により、透明・公正なものになるよう見直す。

指標

平成17年度中に窓口業務の効率化について検討し、平成18年度から実施する。

市の公文書及び出版物について、市民の視点から見てわかりやすいものになるよう、平成17年度中に指針を定め、運用を開始する。

使用料・手数料の見直しを行い、平成19年度中に改定料金での運用を開始する。

2.2.1 全庁的事務改善等活動の実施

取組内容

全ての課・室を単位としてSMART作戦行動計画（事務改善・接遇改善等）を策定し、実践します。【担当：行政改革推進課，全課室等】

SMART作戦行動計画の策定・公表

実行管理

上半期の振り返りと報告

コンテスト実施

年度末の振り返りと報告

参考：SMART作戦

1.3.3 全庁的コスト節減活動の実施 参照

2.2.2 窓口業務の見直し

取組内容

関係法令・例規ごとになっている窓口業務について、利用者の立場に立って検証し、総合化及び委託化も含めた検討を行います。【担当：行政改革推進課，各部局内調整担当課等】

効率化に向けた検証及び調整

外部委託可能業務の検討及び調整

事務分掌規則の見直し（再掲）

参考：平成17年度取組状況

住民票などの証明書の自動交付機が稼働しました

（2月）

2.2.3 市民にわかりやすい公文書，市出版物への改善

取組内容

市の公文書及び出版物について、市民の視点から見てわかりやすいものになるように指針を定め、運用を図るとともに、市民の反応を踏まえながら、必要に応じ、内容の改善，見直しを行います。【担当：文書法制室，行政改革推進課，広報室，教育総務課】

分析 指針作成

運用開始

市民の反応，評価の分析

改善，見直し

参考：平成17年度取組状況

職員による指針策定委員会を発足し、平成17年度中の指針決定を目指し、現在策定作業中です。

2.2.4 ホームページの機能向上

取組内容

ホームページの広聴・広報の機能と内容を充実し、利用者の利便性向上を図りながら、タイムリーでスピーディな広聴広報体制を構築します。【担当：広報室，情報政策課】

職員の技能向上研修
音声読上げシステム運用
行政相談システム運用
その他システムの導入検討

参考：平成17年度の取組状況
電話による音声読上げシステムの運用を開始しました。

2.2.5 電子決裁等の導入検討

取組内容

市役所内部事務の効率化を図るため、電子決裁・文書管理システムの導入に向けた関係課による研究会を発足し調査研究を行います。また、併せて次期財務会計システムに関する研究を行います。【担当：行政改革推進課，文書法制室，財務課，情報政策課，会計課，水道管理課】

研究会による調査・研究
調査・研究報告
運用方法や機種選定等の具体的導入検討

参考：平成17年度の取組状況
職員による導入研究会を発足し、業務別の現状や先進例を分析し、導入へ向けた調査研究を行っています。

2.2.6 地域情報化計画の推進

取組内容

地域情報化計画を推進し、地区コミュニティセンターを含めた情報通信ネットワークを構築し、協働体制の整備，ネットワークの利用促進を図ります。【担当：情報政策課】

地域情報化研究会
ネットワーク利用促進の研究(離島のBB化促進の調査研究，情報家電の有用性の調査研究)

参考：関連計画・方針等

薩摩川内市地域情報化計画
概要

この計画は行政内部の情報化の指針となるとともに、住民ニーズに対応した行政サービスの提供や、住民参加型の情報交流の方策を示したものです。

2.2.7 入札契約制度の見直し

取組内容

電子入札，工事成績評定及び入札参加資格登録等の各種システム導入に向けた検討を行います。【担当：契約検査室，各関係課】

電子入札制度導入検討・開発・試行
新しい入札制度の試行・導入
工事成績評定制度の定着
総合評価式入札制度の試行と工事成績評定結果の反映

参考：平成17年度の取組状況
入札契約制度の改善について、基本方針を定めました。総合評価式入札制度など新しい制度について、平成17年度から試行し、平成18年度からの本格運用をめざしています。
工事成績評定結果の公表を4月検査分から開始しました。

2.2.8 公共工事のコスト縮減

取組内容

厳しい財政事情の下、限られた財源を有効に活用しながら社会資本整備を着実に進め、市民福祉の向上を図るため、受注者と一体となった公共工事コストの縮減を行います。

【担当：契約検査室，各関係課】

改善行動計画（コスト縮減取組）

実施管理

トータルコストのチェック，イニシャル（初期費用）及びランニング（管理費用）コスト，工期や環境への配慮

取組事例の紹介及び周知徹底

参考：平成17年度の取組状況

コスト縮減計画書（目標値の設定）の、平成17年度中の施行を目指しています。

設計業務委託にも成績評価制度を試行し、設計段階からのコスト縮減に取り組みました。

施工プロセスチェックリストを作成し、監督業務の強化により品質向上に努めました。

工事成績評価の項目に「環境への配慮」を追加しました。

定期的に説明会を実施し、周知徹底に努めています。

2.2.9 使用料・手数料等の見直し・統合化

取組内容

各種行政サービスの対価として徴収する使用料，手数料等について受益者負担の視点から適正化を図ります。

【担当：財務課，各関係課】

使用料及び手数料の適正化と改定

参考：関連計画・方針等

使用料・手数料見直しに係る基本方針

<策定経過>

- ・平成17年9月1日：方針案の公表
- ・9月26日～10月25日：パブリックコメント手続による意見募集
- ・12月21日：方針決定

これに基づき、平成19年10月の改定料金の施行をめざし、見直し作業に着手しました。

3. 民間活力の活用【協働への挑戦】

3.1 民間企業・民間資金の活用

取組目標

民間企業と競合する受皿のある業務について、積極的かつ計画的に外部委託や民営化を進める。

市有施設の管理運営について、可能なものから外部委託を進める。

既に委託している業務については、その委託方法や委託内容が合理的であるか否かを再度確認する。

P F Iなどの民間資金の活用を積極的に進める。

指標

アウトソーシング方針に基づき、平成20年度までに市有施設の約40%に指定管理者制度を導入する。

同方針に基づき、平成20年度までに川内保育園、和光園、甕島敬老園、さざらし会館、祁答院下之湯温泉施設の民営化（民間譲渡）を行う。

3.1.1 外部委託等の推進

取組内容

委託可能な事務事業及び学校給食センターをはじめとする各施設の管理・運営について、市民サービスの向上と各種市民団体や民間事業者などの参入機会の拡大を図りながら検討・調整を行います。

【担当：行政改革推進課，財産活用推進室，各関係課】

指定管理者制度導入予定施設の把握

外部委託事務事業の抽出

対象施設・事務事業の抽出

調整

参考：関連計画・方針等

薩摩川内市アウトソーシング方針

<策定経過>

- ・平成17年6月16日：方針案の公表
- ・同日～7月19日：パブリックコメント手続による意見募集
- ・9月30日：方針の決定
- ・11月30日：改定（実施時期の追記等）
- ・平成18年3月1日：第2回改定（新たな施設の追加等）

参考：指定管理者制度

地方自治法の改正により、公の施設について、市が指定する者（指定管理者）に管理を行なわせることができるとされ、各種市民団体や民間事業者も委託先の対象となりました。本市では、総合運動公園や川内歴史資料館などで、この制度を導入しています。

3.1.2 PFI手法等の導入

取組内容

今後予定される市有施設等の建設，維持管理及び運営等について，民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行うPFI手法導入の検討を進めます。

【担当：企画政策課，財務課，各関係課】

PFI活用方策の検討

PFI手法導入の可能性調査

参考：PFIとは

Private Finance Initiative（プライベート ファイナンス イニシアティブ）の略称。これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に，民間資本や経営のノウハウを導入し，民間主体で効率化を図ろうという政策手法のことです。

現在，汚泥再生処理センター建設に係るPFI導入の可能性を調査中です。

3.2 市民団体の活用

取組目標

- ~~~~ 地区コミュニティ協議会の自主的活動への支援を図る。
- ~~~~ 地区コミュニティ協議会との協働による地区の活性化を促進する。
- ~~~~ 市民団体の活動がしやすい環境を創り出す。
- ~~~~ 地区コミュニティセンターの維持管理など、地区に委ねることが適切な業務については、委託化を推進する。

3.2.1 コミュニティ協議会との連携

取組内容

地区コミュニティ協議会が策定した地区振興計画を基本に、その自主的活動の活性化を促進するため、支援・協働体制を構築します。併せて、地区のコミュニティ活動の過程における様々な課題や要望等の広聴機能を強化し、解決策の提案など迅速かつ柔軟な対応に努めます。

また、地区コミュニティ活動の拠点施設として位置付けられる地区コミュニティセンターについて、住民サービス機能の向上と管理経費の節減の観点から、委託化の検討・調整を行います。

【担当：コミュニティ課，行政改革推進課】

地区振興計画の進行管理
自主的活動の運営支援
委託可能事務事業の抽出

参考：地区コミュニティ協議会とは

市民が主役となった住みやすいまちづくりを推進し、自主的活動を促進するための住民組織。平成17年度4月末までに、市内に48地区のコミュニティ協議会が設立されました。

参考：地区振興計画

それぞれの地区の実情を把握している住民自らが、その地区の特色を活かしながら、地区の将来がどうあるべきかを協議し取りまとめた振興計画です。なお、この計画は本市の総合計画などの参考となります。

3.2.2 市民団体の活動支援の充実

取組内容

「薩摩川内市市民活動促進基本指針」を策定し、市民活動の促進を図るための方針を明らかにします。取組内容としては、活動拠点施設の整備・充実と市民活動支援団体等を育成支援することにより、市民団体活動への市民の参画支援と、市民団体への活動支援を推進します。

【担当：コミュニティ課】

中核となる拠点施設の整備
・充実
中間支援組織の設立
市民活動への参加促進
市民活動団体への活動支援
市民・市民活動団体，行政の
協働によるまちづくりの推進

参考：市民団体の活動状況

市民団体とは、ボランティア団体やNPOなどの民間の非営利組織で、福祉や環境、国際協力、人権問題などの社会的な課題に、主体的に取り組んでいる組織のことです。現在、本市内で11の団体が活動しています。

参考：NPOとは

Nonprofit Organization(ノンプロフィットオーガニゼーション)の略称。民間非営利組織のことです。営利を目的としない公益的な市民活動などを行なう組織、団体のことです。

第3章 推進体制

1. 年度計画の策定

市政改革大綱の実施計画である改革アクションプランを確実に推進するため、推進期間である平成20年度までの各年度ごとに、四半期を単位とした「改革アクションプラン年度計画」を策定します。この年度計画はそれぞれ前年度末に策定し、四半期ごとに進捗状況を公表します。

2. 経営会議

市役所内部の会議効率の向上と意思決定のスピード化により、市政改革を組織全体で連携して推進するため、市長が主宰する経営会議を設置します。この経営会議は、市役所内部の最高意思決定機関として、行政経営の基本方針、重要な事業や施策、予算編成方針及び市政改革に関する事項について、審議、調整及び指示を行います。

3. 進捗状況の公表

市政改革に関する取組の進捗状況は、市民や市議会へ定期的に報告するとともに、薩摩川内市行政改革推進委員会から意見や助言を得て取組に反映させます。

また、広報紙やホームページなどを通じて公表するほか、本庁各支所、地区コミュニティセンター及び図書館などに閲覧資料を設置します。

このほか、市民団体などが主催する会議等に担当の市職員が出向き、市政改革をテーマに出前講座を開催しており、この中で出された意見なども取組の参考にしていきます。